

グループホーム都加算の 請求事務の手引き

令和5年11月
中野区健康福祉部障害福祉課
認定給付係

I グループホーム都加算について

1. 概要

中野区では、障害者グループホームの安定的な運営を図る目的で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による訓練等給付とは別に、東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領に従い、都内事業所の運営費等を助成しています。

2. 対象

(1) 対象施設

東京都または八王子市からグループホームの指定を受けた事業所

(2) 対象者

中野区が共同生活援助の支給決定をした利用者

3. 補助条件（重要）

(1) 福祉サービス第三者評価の受審

福祉サービス第三者評価を3年に1回受審する必要があります。受審を完了せずに3年を経過した場合は、起算日（最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した月の翌月1日）から3年を過ぎた月以降、受審が完了した月までのサービス提供分について、助成を受けることができません。

例)

令和2年10月20日受審完了後、令和6年2月10日まで再受審完了せず。



令和5年11月提供分から令和6年2月提供分まで都加算なし

※受審完了日は、東京都福祉サービス評価推進機構に提出する「福祉サービス第三者評価結果報告書」の報告日（報告書様式の右上の日付）です。

(2) 外部研修の受講

世話人又は生活支援員が外部研修等を受講する必要があります。前年度の4月1日時点の事業所の定員数を30で除した人数（小数点以下切り上げ）以上の受講が必要です。「外部研修等」とは運営法人以外の者が当該グループホームの事業所外又は事業所内で実施する研修であり、主として障害理解に関する内容の研修です。受講が無かった翌年度は1年間助成を受けることができません。

例)

令和5年4月1日～令和5年3月31日まで、誰も外部研修を受講せず。



令和6年4月提供分から令和7年3月提供分まで都加算なし

II 請求方法

1. 提出書類 ※☆は様式があります。

(1) 初回提出

- 都加算請求書（別紙）☆ ※研修の修了証明等の添付は不要
- 口座振替依頼書 ☆ ※押印不要
- 指定通知書の写し
- 通過型グループホーム指定通知書の写し ※通過型のみ
- 施設借上費の根拠（利用契約書、賃貸借契約書の写し等）※施設借上費対象者のみ

(2) 毎月提出

- 都加算請求書（共同生活援助）☆ ※押印不要
- 都加算明細書（共同生活援助）☆
- 訓練等給付費等明細書（共同生活援助） ※国保連に提出したものの写し
- 共同生活援助サービス提供実績記録票の写し ※利用者の確認を受けた後のもの

(3) 毎年4月提出

- 都加算請求書（別紙）☆ ※研修の修了証明等の添付は不要
- 福祉サービス第三者評価結果報告書の写し

(4) 必要の都度提出

- ① 福祉サービス第三者評価が受審完了した時
 - 都加算請求書（別紙）☆ ※研修の修了証明等の添付は不要
 - 福祉サービス第三者評価結果報告書の写し
- ② 入金口座を変更したい時
 - 口座振替依頼書 ※押印不要
- ③ 施設借上費の額が変わる時
 - 施設借上費の根拠（利用契約書、賃貸借契約書の写し）

2. 入金について

毎月10日までに届いた請求について、翌月20日頃に支払います。

ただし、訓練等給付費の請求をしなかった月や、返戻になった月については、都加算もお支払いできません。

3. その他の注意事項

複数月提供分をまとめて請求する場合は、提供月ごとに都加算請求書、都加算明細書等を作成してください。

通過型の交流室の施設借上費、退去後助成については、中野区内の事業所のみが対象です。請求方法については、個別にお問い合わせください。

担当 中野区健康福祉部障害福祉課認定給付係
電話 03-3228-8916
メール shogaihukusi@city.tokyo-nakano.lg.jp